



発行 新潟県

**第 82 号**

令和4年10月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

47 新潟県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則（地域医療政策課）

告 示

- 1082 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 1083 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1084 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1085 公共測量の実施通知（監理課）
- 1086 公共測量の実施通知（監理課）
- 1087 公共測量の実施通知（監理課）
- 1088 公共測量の実施通知（監理課）
- 1089 公共測量の実施通知（監理課）
- 1090 公共測量の実施通知（監理課）
- 1091 公共測量の実施通知（監理課）
- 1092 公共測量の実施通知（監理課）
- 1093 公共測量の実施通知（監理課）
- 1094 公共測量の終了通知（監理課）
- 1095 公共測量の終了通知（監理課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務公募型プロポーザルの実施（地域医療政策課）
- 指定管理者の募集（観光企画課）

病院局告示

7 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

監査委員公表

- 監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）
- 監査結果報告公表（監査委員事務局）

雑 報

一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

規 則

新潟県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第47号

新潟県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県歯科技工士法施行細則（平成13年新潟県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<b>別記</b> <b>第1号様式（第3条関係）</b> 歯科技工所開設届 (略)				<b>別記</b> <b>第1号様式（第3条関係）</b> 歯科技工所開設届 (略)			
(略)				(略)			
構造設備の概要	(略)	歯科技工室	(略)	歯科技工室	廃棄物等の処理設備		
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">個人情報の適切な管理のための特段の措置</td> </tr> </table>				
	個人情報の適切な管理のための特段の措置						
注 1 <u>業務に従事する者の氏名の欄は、当該者が開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充填物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合は、当該者の連絡可能な電話番号及びそれらの業務を行う場所（自宅以外の場所において主にそれらの業務を行う場合にあつては、場所及びその住所）を併記すること。</u>							
注 2 <u>廃棄物等の処理設備の欄は、廃棄物等の処理を委託している場合は、その旨を記載すること。</u>							
注 3 <u>個人情報の適切な管理のための特段の措置の欄は、業務に従事する者が開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充填物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合に記載すること。</u>							
(略)				注 <u>廃棄物等の処理設備の欄は、廃棄物等の処理を委託している場合は、その旨を記載すること。</u> (略)			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1082号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、関川村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
11月28日（月）	午前10時30分から正午まで 午後1時から3時まで	関川村農村文化交流センターの～む	関川村全域
11月29日から令和5年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1083号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	10者	諏訪山苔沼1953番24ほか103筆 1.6ha
新潟市	2者	西蒲区真木東62番ほか2筆 0.1ha
長岡市	1者	竹町四百刈34番丑ほか5筆 0.3ha
魚沼市	5者	徳田1635番ほか45筆 2.6ha
南魚沼市	1者	畔地山沢825番ほか1筆 0.3ha
津南町	1者	下船渡甲8660番 0.2ha
上越市	2者	下稲塚23番ほか7筆 1.1ha
佐渡市	1者	羽茂村山3120番 0.2ha
合 計	23者	171筆 6.4ha

- 2 認可年月日  
令和4年10月28日

◎新潟県告示第1084号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所  
加茂川漁業協同組合（加茂市長谷121）

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更表」という。）に対応する次の表の変更後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更表」という。）が存在しない場合には当該改正表を削る。

変 更 後		変 更 前	
第1条～第3条 (略)		第1条～第3条 (略)	
(漁業の方法等)		(漁業の方法等)	
第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。		第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。	
魚種	期間	魚種	期間
あゆ	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、10月1日から10月7日までは禁漁とする。	あゆ	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、10月1日から10月7日までは禁漁とする。
いわな、やまめ	3月1日から9月30日	いわな、やまめ	3月1日から9月30日
こい、うぐい、ふな、かじか	1月1日から12月31日 <u>(ただし、かじかは、4月11日から4月20日までを除く)</u>	こい、うぐい、ふな、かじか	1月1日から12月31日
第5条～第11条 (略)		第5条～第11条 (略)	
(県内共通遊漁の承認に関する事項)		(県内共通遊漁の承認に関する事項)	
第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。		第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。	
2 <u>県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u>			
表ア		表ア	

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
-----	----

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
-----	----

新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢 543 番地 205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目 10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原 1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋 3 丁目 48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町 21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟 949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚 4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷 1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神 1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田 4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号～別記様式第2号 (略)  
別記様式第3号

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ~ 至

遊漁料 魚種 いwana・やまめ・うぐい・にじます  
・かじか・うなぎ・こい・ふな

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3  
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 時 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス、及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

別記様式第1号～別記様式第2号 (略)  
別記様式第3号

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ~ 至 H

遊漁料 魚種 いwana・やまめ・うぐい・にじます  
12,000円 ・かじか・うなぎ・こい・ふな

(税抜) 漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3  
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス、及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	

承認期間 自        ~ 至

遊漁料 魚種 こい・ふな  
漁具漁法 竿 釣  
遊漁区域 県下一円  
(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3  
この券はこい・ふなに限ります。  
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。  
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクスズガニを釣ることはできません。  
(2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

附則 この規則は2022年11月1日から施行する。(行政庁認可日 年 月 日)

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真  (3.0× 2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	

承認期間 自 日 ~ 至 日

遊漁料 魚種 こい・ふな  
5,500円 漁具漁法 竿 釣  
(税抜) 遊漁区域 県下一円  
(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3  
この券はこい・ふなに限ります。  
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。  
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクスズガニを釣ることはできません。  
(2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日



## ◎新潟県告示第1085号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（ほ場整備 県営経営体育成基盤整備事業 広島地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年1月10日まで
- 3 作業地域 新潟県妙高市大字広島地内ほか

## ◎新潟県告示第1086号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業・離島大小地区（大立換地区）確定測量）
- 2 作業期間 令和4年9月14日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市大倉谷地内ほか

## ◎新潟県告示第1087号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業・離島開田六区地区（全換地区）確定測量）
- 2 作業期間 令和4年9月14日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市水渡田地内ほか

## ◎新潟県告示第1088号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和4年9月8日から令和5年6月30日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村、村上市、胎内市、新発田市、東蒲原郡阿賀町内

## ◎新潟県告示第1089号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（三次元点群測量 UAVレーザ測量）
- 2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年3月3日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市山古志竹沢地区、十日町市中里下山地区、中魚沼郡津南町中深見地区

## ◎新潟県告示第1090号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影及びデジタルオルソ作成)
  - 2 作業期間 令和4年10月5日から令和5年1月31日まで
  - 3 作業地域 新潟県糸魚川市内
- 

#### ◎新潟県告示第1091号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ計測)
  - 2 作業期間 令和4年9月26日から令和5年2月28日まで
  - 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村内(大石ダム)
- 

#### ◎新潟県告示第1092号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業堀耕東地区確定測量)
  - 2 作業期間 令和4年8月5日から令和5年1月10日まで
  - 3 作業地域 新潟県阿賀野市庄ヶ宮地内ほか
- 

#### ◎新潟県告示第1093号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査二級水準測量)
  - 2 作業期間 令和4年10月3日から令和4年12月28日まで
  - 3 作業地域 新潟県南魚沼市内
- 

#### ◎新潟県告示第1094号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
  - 2 作業期間 令和4年5月2日から令和4年8月31日まで
  - 3 作業地域 新潟県新潟市中央区西船見町地先～新潟市中央区関屋地先
- 

#### ◎新潟県告示第1095号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測深)
-

- 2 作業期間 令和4年4月27日から令和4年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市海域

公 告

予算の公表について（公告）

令和4年10月18日新潟県議会において議決された令和4年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 令和4年度新潟県一般会計補正予算

令和4年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,555,416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,420,494,371千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

- 第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額 (第107号議案による 補正額を含む)	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金	2,797,383 千円	2,379 千円	2,799,762 千円	
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	195,001,455	13,005,001	208,006,456	
	第2項 国庫補助金	28,235,290	333,497	28,568,787	
	第3項 委託金	163,589,693	12,644,182	176,233,875	
		3,176,472	27,322	3,203,794	
第10款 財産収入	第1項 財産運用収入	3,825,781	15,859	3,841,640	
	第2項 財産売却収入	1,047,077	107	1,047,184	
		2,778,704	15,752	2,794,456	
第11款 寄附金	第1項 寄附金	1,539,138	1,760	1,540,898	
		1,539,138	1,760	1,540,898	
第12款 繰入金	第2項 基金繰入金	22,900,345	413,728	23,314,073	
		19,330,406	413,728	19,744,134	
第13款 諸収入	第5項 受託事業収入	231,429,675	180,901	231,610,576	
		10,734,542	8,495	10,743,037	

	第8項 雑 入	5,462,601	172,406	5,635,007
第14款 県 債		254,279,000	1,457,000	255,736,000
	第1項 県 債	254,279,000	1,457,000	255,736,000
第15款 繰 越 金		160,000	5,478,788	5,638,788
	第1項 繰 越 金	160,000	5,478,788	5,638,788
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>1,399,938,955</b>	<b>20,555,416</b>	<b>1,420,494,371</b>

2 歳 出		補 正 前 の 額 (第107号議案による 補正額を含む)	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
第2款 総務費	第1項 政策管理調査費	28,993,565	112,993	29,106,558
	第2項 総務統計費	5,984,190	45,330	6,029,520
	第3項 統計調査費	11,339,674	68,168	11,407,842
		456,279	△ 505	455,774
第3款 環境費	第1項 環境政策費	5,948,725	44,964	5,993,689
	第2項 環境対策費	840,422	11,979	852,401
	第4項 防災費	857,542	291	857,833
		3,460,163	32,694	3,492,857
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	212,974,860	10,246,233	223,221,093
	第3項 地域医療政策費	23,122,052	139,607	23,261,659
	第4項 医師・看護職員確保対策費	8,841,577	468,768	9,310,345
	第5項 高齢福祉保健費	2,572,215	3,476	2,575,691
	第6項 健康対策費	45,253,236	292,914	45,546,150
	第7項 生活衛生費	4,613,342	7,835	4,621,177
	第8項 障害福祉社費	5,612,969	12,180	5,625,149
	第9項 子ども家庭策費	23,478,003	21,169	23,499,172
	第10項 感染症対策費	22,631,515	6,832	22,638,347
		32,099,411	9,293,452	41,392,863

第5款 労働費	第2項 しごと定住促進費 第3項 雇用能力開発費	2,776,543 556,828 2,094,090	37,419 12,669 24,750	2,813,962 569,497 2,118,840
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第3項 創業・イノベーション推進費 第4項 産業立地費 第5項 観光費 第7項 文化費 第8項 スポーツ費	231,921,539 7,280,982 1,997,256 12,629,582 1,915,572 2,626,455 1,949,244	1,514,699 2,480 10,100 823,000 616,000 57,915 5,204	233,436,238 7,283,462 2,007,356 13,452,582 2,531,572 2,684,370 1,954,448
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費 第2項 地域農政推進費 第3項 農産園芸費 第7項 水産業費 第9項 農地管理費 第10項 農地整備費 第11項 農地計画費	64,253,066 3,352,959 6,767,912 2,386,750 2,792,674 5,552,044 24,079,721 1,445,732	1,081,728 1,258 5,000 923,346 2,754 14,930 109,476 24,964	65,334,794 3,354,217 6,772,912 3,310,096 2,795,428 5,566,974 24,189,197 1,470,696
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費 第3項 河川海岸費	138,443,010 54,721,893 25,375,861	1,739,770 77,736 103,498	140,182,780 54,799,629 25,479,359



第5項	都交	市通	計政	画策	費	6,600,720	332,885	6,933,605
第7項	交	湾	振	興	費	2,837,449	4,556	2,842,005
第8項	港	港	湾		費	440,666	55,968	496,634
第9項	港	港	湾		費	7,113,587	5,127	7,118,714
第10項	空	港	港		費	2,005,022	1,160,000	3,165,022
第9款	警	察	費			51,016,275	23,018	51,039,293
第1項	警	管	理	費		47,244,786	△	47,220,171
第2項	警	察	行	費		3,771,489	47,633	3,819,122
第10款	教	育	費			164,109,610	404,703	164,514,313
第1項	教	育	総	務	費	7,891,952	73,150	7,965,102
第2項	小	中	学	校	費	81,490,900	35,639	81,526,539
第3項	高	等	学	校	費	43,491,953	233,252	43,725,205
第4項	特	別	支	援	費	17,572,959	23,859	17,596,818
第8項	私	学	教	育	費	11,088,745	37,461	11,126,206
第9項	大	学	振	興	費	1,392,331	1,342	1,393,673
第11款	災	害	復	旧	費	25,707,621	49,889	25,757,510
第6項	産	業	施	設	費		49,889	49,889
第13款	諸	支	出	金		156,177,714	5,300,000	161,477,714
第2項	雜	支	出			2,545,300	5,300,000	7,845,300
歳	出	合	計			1,399,938,955	20,555,416	1,420,494,371

第2表 継続費補正 I 追加						
款	項	事業名	総額	年度	年割額	
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	一般国道253号道路改築事業 (神田高架橋)	5,000,000	4	千円 0	
				5	600,000	
				6	1,000,000	
				7	1,300,000	
				8	1,700,000	
				9	400,000	



第3表 債務負担行為補正 I 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	G7新潟財務大臣・中央銀行総裁会議開催費用負担協定(相手方 G7新潟財務大臣・中央銀行総裁会議開催推進協議会)	令和5年度			41,000千円			
	県営湛水防除事業新発田東部2期地区工事請負契約	令和5年度			6,000千円			
	県営経営体育成基盤整備事業笠木2期地区工事請負契約	令和5年度			12,000千円			
	一般国道403号道路改築工事請負契約	令和5年度			140,000千円			
	県道上朝日線地域づくり基盤道路整備工事請負契約	令和5年度から令和6年度まで			400,000千円			
	一般国道345号瀬波温泉こ線橋橋りよう補修工事委託契約(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和5年度から令和7年度まで			400,000千円			
	県道新津村松船越こ線橋橋りよう補修工事委託契約(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和5年度から令和6年度まで			340,000千円			
	県道長岡片貝小千谷線巴ヶ丘こ線橋橋りよう補修工事委託契約(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和5年度から令和8年度まで			700,000千円			
	県道見附中之島線見附こ線橋橋りよう補修工事委託契約(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和5年度から令和8年度まで			700,000千円			
	県道広神小出線七日市こ道橋橋りよう補修工事委託契約(相手方 東日本高速道路株式会社)	令和5年度から令和6年度まで			80,000千円			

除雪車購入契約	令和5年度	1,366,500千円	
一級河川新通川広域河川改修工事請負契約	令和5年度	90,000千円	
一級河川浄土川広域河川改修工事請負契約	令和5年度	54,000千円	
寒川海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和5年度	90,000千円	
柏尾海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和5年度	100,000千円	
桃崎浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和5年度	50,000千円	
内野浜・四ツ郷屋海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和5年度	140,000千円	
竹ヶ花海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和5年度	30,000千円	
戸地海岸海岸高潮対策工事請負契約	令和5年度	100,000千円	
新潟北沿岸・富山湾沿岸海岸保全基本計画変更検討業務委託契約	令和5年度	15,000千円	
佐渡沿岸海岸保全基本計画変更検討業務委託契約	令和5年度	15,000千円	
津島屋間門排水機場特定構造物改築(ポンプ設備)工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	300,000千円	
下条川ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	400,000千円	
大野川ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで	400,000千円	

鳥屋野潟公園サブグラウンドトラック舗装改修工事請負契約	令和5年度	120,000千円	
鳥屋野潟公園野球場外野人工芝張替工事請負契約	令和5年度	250,000千円	

事 項		補 正		前		補 正		後		説 明
		期 間	限	度 額	額	期 間	限	度 額	額	
県営かんがい排水事業白根郷地区工事請負契約	令和5年度		81,000千円	令和5年度		110,000千円				
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業亀田郷地区工事請負契約	令和5年度		20,000千円	令和5年度		40,000千円				
県営湛水防除事業安野川5期地区工事請負契約	令和5年度		40,000千円	令和5年度		50,000千円				
県営湛水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和5年度		110,000千円	令和5年度		130,000千円				
県営湛水防除事業安野川7期地区工事請負契約	令和5年度		40,000千円	令和5年度		59,000千円				
県営ため池等整備事業三面川左岸頭首工地区工事請負契約	令和5年度		59,000千円	令和5年度		89,000千円				
県営ため池等整備事業五十嵐川下流部頭首工地区工事請負契約	令和5年度		10,000千円	令和5年度		196,000千円				
県営ため池等整備事業大江下流部地区工事請負契約	令和5年度		30,000千円	令和5年度		50,000千円				
県営営営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和5年度		110,000千円	令和5年度		217,000千円				
県営営営体育成基盤整備事業馬場地区工事請負契約	令和5年度		130,000千円	令和5年度		242,000千円				
県営営営体育成基盤整備事業河井地区工事請負契約	令和5年度		110,000千円	令和5年度		179,000千円				
県営営営体育成基盤整備事業富永・吉栄地区工事請負契約	令和5年度		78,000千円	令和5年度		90,000千円				

県営営体育成基盤整備事業針ヶ首根地区工事請負契約	令和5年度	59,000千円	令和5年度	70,000千円
県営営体育成基盤整備事業松橋地区工事請負契約	令和5年度	50,000千円	令和5年度	60,000千円
県営営体育成基盤整備事業木落地区工事請負契約	令和5年度	14,000千円	令和5年度	21,000千円
県営営体育成基盤整備事業山谷稲葉地区工事請負契約	令和5年度	23,000千円	令和5年度	26,000千円
県営営体育成基盤整備事業黒滝地区工事請負契約	令和5年度	35,000千円	令和5年度	60,000千円
県営営体育成基盤整備事業山口地区工事請負契約	令和5年度	32,000千円	令和5年度	42,000千円
県営営体育成基盤整備事業原之町地区工事請負契約	令和5年度	44,000千円	令和5年度	49,000千円
県営営体育成基盤整備事業東潟地区工事請負契約	令和5年度	48,000千円	令和5年度	72,000千円
県道多田皆川金井線仮設落石防護柵賃借契約	令和5年度から令和8年度まで	32,000千円	令和5年度から令和8年度まで	48,000千円
一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	令和2年度から令和5年度まで	1,000,000千円	令和2年度から令和7年度まで	1,000,000千円



第4表 地方債補正 1 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
新潟空港拠点航空会社貸付事業費	千円 870,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	

2 変更	起債の目的	補正		前		補正		後	
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
		千円			(第107号議案による補正額を含む)	千円			
農地事業費	普通貸借又は債券発行	4,788,000				4,769,000			
災害復旧事業費	(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	9,598,000				9,819,000			
学校教育施設等整備事業費		1,885,000				1,953,000			
社会福祉施設整備事業費		454,000		年9パーセント以内		472,000		補正前に同じ	
地域活性化事業費		1,264,000				1,270,000			
交通安全施設整備事業費		506,000				500,000			
行政改革推進債		4,941,000				5,240,000			
<b>合計</b>		<b>254,279,000</b>				<b>254,866,000</b>			

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,121,131千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額 (第108号議案による補正額を含む) 千円	補正額 千円	計 千円
第1款 災害救助事業収入		2,101,857	19,274	2,121,131
	第3項 繰入金	1,384,939	18,645	1,403,584
	第6項 分担金及び負担金	19,459	629	20,088
<b>歳</b>	<b>入 合 計</b>	<b>2,101,857</b>	<b>19,274</b>	<b>2,121,131</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額 (第108号議案による 補正額を含む)	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	千円 2,101,857	千円 19,274	千円 2,121,131
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>2,101,857</b>	<b>19,274</b>	<b>2,121,131</b>
	<b>合計</b>			

令和4年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,867千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
 1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第2項 寄附金	千円 9,867	千円 2,000	千円 11,867
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>9,867</b>	<b>2,000</b>	<b>11,867</b>

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	心身障害児施設費	第1項 基金積立金	千円 9,867	千円 2,000	千円 11,867
			11	2,000	2,011
		<b>合計</b>	<b>9,867</b>	<b>2,000</b>	<b>11,867</b>

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278,287千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,627,860千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 2,349,573	千円 278,287	千円 2,627,860
	第2項 国庫支出金	18,000	△ 3,000	15,000
	第5項 諸収入	1,091	479	1,570
	第7項 繰越金	1	280,808	280,809
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>2,349,573</b>	<b>278,287</b>	<b>2,627,860</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	2,349,420 千円	278,287 千円	2,627,707 千円
	第2項 県債費	913,982	281,687	1,195,669
		1,435,438	△ 3,400	1,432,038
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>2,349,573</b>	<b>278,287</b>	<b>2,627,860</b>
	<b>合 計</b>			



令和4年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	75,949,232	87,775	76,037,007
第1項 医療収益	59,781,014	△ 16,299	59,764,715
第2項 医療外収益	16,168,018	104,074	16,272,092

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	76,055,140	89,257	76,144,397
第1項 医療費用	74,410,941	△ 14,817	74,396,124
第2項 医療外費用	1,643,999	104,074	1,748,073

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科 家族性・遺伝性腫瘍学講座開設協定	令和5年度から 令和7年度まで		千円 58,020

## 済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和4年10月28日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 業務の概要

済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務（以下「本件業務」という。）

## 2 プロポーザルの内容

済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

## 3 プロポーザルの仕様書を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

## (1) 交付期間

令和4年10月28日（金）から令和4年11月11日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

## (2) 交付方法

プロポーザル実施要領に定めるところにより、(3)の連絡先に電子メールで仕様書の交付を受け付け、県から交付申請者に対しダウンロードリンクを電子メールで送信する方法による。

## (3) 連絡先

新潟県福祉保健部地域医療政策課

郵便番号950-8570 新潟県中央区新光町4番地1（行政庁舎12階）

電話番号025-280-5632

電子メールngt-chiikiiryu@pref.niigata.lg.jp

## (4) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

## 4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和4年11月16日（水）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和4年10月28日（金）以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者

イ 令和4年10月28日（金）以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がないこと。

(5) 新潟県内において一般病床数400床以上の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を2病院以上有すること。

(6) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

## 5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

## (1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

## (2) 提出期限

令和4年11月14日（月）正午まで

(3) 提出場所 上記3(3)に定める連絡先に同じ。

(4) 提出方法 郵送による。配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限る。）とし、(2)に定める提出期限までに到

着するよう郵送すること。

## 6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

### (1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

### (2) 提出期限

令和4年12月9日(金)正午まで

### (3) 提出場所 上記3(3)に定める連絡先に同じ。

### (4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務提案書等在中」と朱書きしたもの)とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

## 7 審査等

### (1) 提出された書類は、済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)が審査を行う。

### (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書類に虚偽を記載して提出した者

ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者

エ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

オ 事業者選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

### (3) 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

### (4) プレゼンテーションの実施

提案書(自由様式)について、プレゼンテーションを実施する。ただし、事業者選定委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第一次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

### (5) 審査及び結果の通知

事業者選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

なお、審査における評価基準については、「済生会新潟県央基幹病院医療情報システム設計構築業務プロポーザル評価基準」を参照のこと。

## 8 契約の締結

### (1) 契約の締結の交渉

ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について契約締結の交渉を行う。

イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。

ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

### (2) 履行期限

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

### (3) 契約書の作成 要

## 9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 本業務の実施にあたり、提案書類に記載された総括責任者、主任担当者は、特別な理由があると認められた場合を除き変更することができない。
- (8) 総括責任者、主任担当者は特別な理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

## 10 Summary

- (1) Subject matter of proposal  
Hospital Information System for Saiseikai Niigata Kenoh Kikan Hospital [1]set
- (2) Deadline for Application  
12:00P.M. November 14 , 2022
- (3) Deadline for Proposal Submission  
12:00P.M. December 7 , 2022
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Regional Health Policy Division  
Department of Health and Social Welfare  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570  
JAPAN  
TEL: 025-280-5632  
E-mail : ngt-chiikiiryo@pref.niigata.lg.jp

---

### 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟ふるさと村アピール館条例（平成3年新潟県条例第41号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和4年10月28日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 募集する事項

- (1) 対象施設及び対象業務
  - ア 対象施設 新潟ふるさと村アピール館
  - イ 対象業務
    - (ア) 条例第2条各号に掲げる新潟ふるさと村アピール館の事業の実施に関する業務
    - (イ) 新潟ふるさと村アピール館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 指定の期間  
令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

## 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成するグループとし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、グループの構成員になることはできない。また、複数のグループの構成員に同時になることはできない。

申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 新潟県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更正又は再生手続きを開始している者でないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。
- (5) 経営状況が健全であること。
- (6) 新潟県に主たる事務所（本社、本店）を置く又は置こうとする者であること。
- (7) 指定管理者になろうとする法人等（グループの構成員を含む。）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(8) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県観光文化スポーツ部観光企画課企画調整グループ

電話 025-280-5125

(2) 募集要項の交付方法

新潟県観光文化スポーツ部観光企画課で交付するほか、新潟県観光文化スポーツ部観光企画課ホームページからも入手可能である。

(3) 募集期間

令和4年10月28日(金)～令和4年11月30日(水)

(4) 申請書類の提出期限

令和4年11月30日(水)まで

4 その他

(1) 失格 申請書等に虚偽の記載があった場合、本件募集要項において示した条件に反している場合及び審査の公平性に影響を与える行為があった場合は失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。

(3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は募集要項による。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第7号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、令和4年10月28日から実施する。

令和4年10月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前							
<table border="1"> <tr> <td style="border: none;">病院名</td> <td style="border: none;">診療科目</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(略)</td> <td style="border: none;">(略)</td> </tr> </table>	病院名	診療科目	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td style="border: none;">病院名</td> <td style="border: none;">診療科目</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(略)</td> <td style="border: none;">(略)</td> </tr> </table>	病院名	診療科目	(略)	(略)
病院名	診療科目								
(略)	(略)								
病院名	診療科目								
(略)	(略)								

新潟県立がんセンター新潟病院	内科、消化器内科、脳神経内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、頭頸部外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科	新潟県立がんセンター新潟病院	内科、脳神経内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、頭頸部外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科
(略)		(略)	

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

令和3年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和4年10月28日

- 新潟県監査委員 八木 浩 幸
- 新潟県監査委員 柄 沢 正 三
- 新潟県監査委員 秋 山 三枝子
- 新潟県監査委員 岡 俊 幸

企業会計

部局名	監査の結果	措置の内容
<p>病院局</p>	<p><b>【本庁】</b>                      過年度未収金について、決算日現在、1,630件31,625,523円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p><b>【妙高病院】</b>                      過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、71件1,214,731円が未納となっていた。                      件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p><b>【中央病院】</b>                      1 過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、2,936件59,093,937円が未納となっていた。                      未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>過年度未収金については、定期的な催告、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士</p>



2 職員が誤って診断書等を別の患者に交付したものが5件、委託業務の職員が誤って小児慢性特定疾病関連書類等を別の患者に交付したものが2件、また、職員が診療情報提供書を他者にFAX送信したものがあった。

令和2年度も病院職員及び委託業者の職員の不注意による個人情報の流出事故が発生しているにもかかわらず、令和3年度においても同様の事故が発生した。

個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

#### 【十日町病院】

1 過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、877件20,407,944円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期回収に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

2 患者1名の予約案内票を誤って他患者に渡したものがあったほか、7件の個人

士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

2 個人情報の取扱いの重要性について、病院職員及び委託業者の職員ともども改めて徹底を図っているところであり、引き続き再発防止に努めてまいります。

具体的には、病院職員については、次のとおり再発防止を徹底しています。

- (1) 医療クラークについて、月1回のリーダーミーティングで対応を確認する。
- (2) 医療クラーク全員に対し3カ月に1回程度、メール配信で注意喚起を行う。
- (3) 看護師について、事故発生時に全員に周知し注意喚起を行う。
- (4) 看護師には、1カ月を目途にチェックリストによる確認を行う。
- (5) 患者に渡す書類を精査し、真に必要な書類のみ交付する。
- (6) 紙で保存する患者用ファイルは1患者1ファイルとすることを徹底する。

また、委託業者の職員については、次のとおり再発防止を徹底しています。

- (1) 毎朝始業前に患者確認方法の読上げを行い対応を徹底する。
- (2) 月1回、決められた方法で患者確認を行っていることをチェックリストに基づき検証する。

1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して引き続き早期回収に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

2 書類交付時の本人確認、FAX送信時の複数人確認等、同様の事案が発生しないよう、特に

情報の流出に関する事案があった。  
 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

【精神医療センター】

過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、282件9,749,240円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

【吉田病院】

過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、663件14,418,915円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【がんセンター新潟病院】

過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、1,180件29,900,664円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

転入者や育休明けなどの職員に周知し再発防止を図ってまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努め、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

	<p>【リウマチセンター】</p> <p>過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、40件1,199,993円が未納となっていた。</p> <p>金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【坂町病院】</p> <p>過年度未収金（保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金を除く）について、決算日現在、564件8,677,062円が未納となっていた。</p> <p>金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>	<p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p>
--	--	--

## 監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年10月28日

新潟県監査委員 八木 浩 幸

新潟県監査委員 柄 沢 正 三

新潟県監査委員 秋 山 三枝子

新潟県監査委員 岡 俊 幸

## 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

## 2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

## 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計  
(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
文化振興課	令和4年7月29日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農産園芸課	令和4年7月28日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
流域下水道事務所	令和4年6月9日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和4年7月7日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>1 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、決算日現在、過年度調定分43件1,107,824円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>2 子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分235件2,606,500円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和4年7月5日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>急傾斜地崩壊対策工を実施するために取得した県有地の斜面からの落石による建物損傷事故が発生し、相手方に1,901,460円の損害賠償をしたものがあった。施設の管理に万全を期されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 法令事務手続に関する事項</p>
巻農業振興部	令和4年6月24日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>物品の管理に関する事項</p>
新潟港湾事務所	令和4年7月6日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>(注意事項)</p> <p>歳入の収納に関する事項 負担金の交付に関する事項</p>

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和4年7月22日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年6月24日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部	令和4年8月1日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
地域整備部 与板維持管理事務所	令和4年6月21日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
地域整備部 小千谷維持管理事務所	令和4年7月26日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 法令事務手続きに関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和4年6月28日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。
健康福祉環境部	令和4年6月28日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(指摘事項) 子ども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分496件6,200,524円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。  (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
妙高砂防事務所	令和4年6月14日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。
直江津港湾事務所	令和4年6月30日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
文化行政課	令和4年7月29日	令和3年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	適正と認めた。

## 雑報

## 一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、マイクロソフト教育機関向けライセンスの調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年10月28日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉 美佐子

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達案件の名称及び数量

公立大学法人新潟県立看護大学 マイクロソフト教育機関向けライセンスの調達 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

## (4) 納入場所

公立大学法人新潟県立看護大学（新潟県上越市新南町240番地）

## 2 入札説明書の交付等

## (1) 交付場所

新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）

なお、上記の場所で交付するほか、新潟県立看護大学ホームページでも公開する。

## (2) 問い合わせ方法

入札説明書による。

## 3 入札執行の日時及び場所

## (1) 日時 令和4年11月14日（月） 午前10時

## (2) 場所 新潟県上越市新南町240番地

公立大学法人新潟県立看護大学 1階 第1会議室

## 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 過去、本学にソフトウェアライセンスの納入実績のある者、又は公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体若しくは国との間に、本入札と同等以上のソフトウェアライセンスの納入を、本入札より5年以内に2件以上、誠実に履行を完了した実績を有していること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 後記5に定めるところにより、競争入札参加申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。

## 5 競争入札参加申請書等の提出

本件入札に参加することを希望する者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、入札説明書に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

## (1) 競争入札参加申請書等の提出

ア 提出期限 令和4年11月7日（月） 午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県上越市新南町240番地 公立大学法人新潟県立看護大学総務課庶務係

ウ 提出方法 本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参又は郵送とする。

(郵送の場合は、書留に限る。)

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して令和4年11月9日(水)午後5時までにそれぞれ書面で通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、3(2)に定める場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって、3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は、入札説明書による。

7 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

免除する

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号及び第3号に該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加申請書等の取扱い

ア 競争入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 本件に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない時は契約を締結しない場合がある。)

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。